

令和4年6月3日

一般財団法人長野県剣道連盟
主催大会開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン
(一財)長野県剣道連盟

全日本剣道連盟より「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」が令和2年8月27日付で制定され、それを基に、本連盟主催大会の開催におけるガイドライン（以下「大会ガイドライン」）を作成（令和2年10月23日）し、随時見直しをしてきました。

今後の本連盟主催大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が収束するまで、このガイドラインに基づいて実施しますのでご理解ください。選手はもとより、審判員、役員、係員等すべての大会関係者（以下「関係者」）の安全を第一に考えて実施して参ります。大会関係者はこの大会ガイドライン並びに「全剣連ガイドライン」「県剣連ガイドライン」を遵守して、安全な大会の実施に努めていただきますようお願いします。

なお、本ガイドラインは全剣連制定「大会ガイドライン」に準じておりますので、本ガイドラインと試合審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や大会会場が所在する市町村、大会会場となる施設の方針により、逐次、大会ガイドラインに加え大会要項により安全性の確保を図る予定ですので、ご注意ください。

ガイドライン

【大会を開催するにあたって】

1. 県剣連（以下、本ガイドラインにおいて「主催者」）は、大会を開催するにあたって、開催場所が所在する市町村及び大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 主催者は大会を開催するにあたって、選手並びに関係者に対し、この大会ガイドラインの内容を周知徹底する。
3. 県剣連は、今後、全剣連制定「大会ガイドライン」が改定された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。
4. 主催者は大会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持たせた時間割となるようにする。
5. 主催者は選手並びに関係者以外（例えば、付き添いの保護者や観戦者）を試合会場へ入場させない。
6. 選手並びに関係者の観覧席利用については、施設側の利用制限措置に協力する。
7. 選手並びに関係者は、大会ガイドラインを遵守し、安全な大会の運営に協力する。
8. 観戦者を入場させることができる場合は、人数制限等施設側の方針に従う。また、観覧席の座席を一席以上空けて使用するなど密にならないような対策を講じ、施設側の人数制限以内の自主的人数制限を設けることも検討する。また、観戦申し込みにあたっては、観戦者の氏名、連絡先の報告を求める。

【大会を開催するにあたって】

1. 大会への出場・参加について
 - (1) 以下に該当する者は出場できない。
 - ①基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者など」をいう。
 - これらの者が理由があって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする。

- ②発熱のある者
 - 個人差はあるが、一般的には「37.5 度以上ある者」をいう。
 - ③咳、咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者
 - ④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 観戦者に対しても上記(1)を遵守するようあらかじめ協力を求める。

2. 日常生活における感染予防

選手、大会に参加する関係者へは、ワクチンの3回の接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、時に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

- (1) 3密（密集・密閉・密接）を避ける。
- (2) マスク着用や手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。
 - ①選手、関係者は、常時マスクを着用し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と他人への感染を避ける。
 - ②マスクをあごにかけた状態（口と鼻を覆わない状態）で会話をしない。
 - ③屋外であっても、フィジカル・ディスタンス（できるだけ2メートル、最低1メートル以上）が確保できない場合は、マスクを着用することが望ましい。
 - ④外出先から帰宅した際は、入室後すぐに洗顔・手洗い・うがいを年利に行う。
- (3) 移動時には、乗り物等の窓を開けて換気し、他人との会話は最小限とする。
- (4) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。マイクロ飛沫が屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。
- (5) 健康な体を維持するため、規則正しい生活することを心がける。
- (6) 大人数での飲食は感染リスクを伴うことから、できるだけ避ける。
- (7) 複数での飲食の際には、距離をおくとともに通風・換気に気をつける。
- (8) 体調の確認及び記録
 - ①選手、関係者は、大会 14 日前から当日まで毎日健康観察（検温・体調の確認）を行い、所定の「参加者確認票兼健康チェックシート」に記録、必要事項を記入する。
 - ②「参加者確認票兼健康チェックシート」は大会当日持参し、受付時に提出する。
- (9) 選手、関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤（通学）を見合わせ、早退、医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。
- (10) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応

(1) 発熱した場合

①体温が 37.5 度以上の場合

選手、関係者は、起床時の検温で 37.5 度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、PCR検査あるいは抗原検査を受ける。検査結果が陰性であれば、大会参加可能とする。

②37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合

起床時もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日間続いた場合にも、医療機関を受診し、PCR検査あるいは抗原検査を受ける。検査結果が陰性であれば、大会参加可能とする。

- ③大会前の2週間以内に2回陰性の場合
大会前の2週間以内にPCR検査あるいは抗原検査を2回受け、2回とも検査結果が陰性の場合、37.0度以上になっても平常反しないであるとして、PCR検査・抗原検査は不要とし、①に該当しない限り大会参加可能とする。
 - ④ほかの病気が明らかな場合
37.0度以上であって、既往歴等により他の病気の可能性が高い場合は、まずかかりつけの医療機関を受診し、発熱の原因が明確な場合は、PCR検査・抗原検査は不要とし、大会参加可能とする。
 - ⑤原因が断定できない場合は、PCR検査あるいは貢献検査を受け、検査結果が陰性の場合、大会参加可能とする。
- (2) 選手、関係者が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応
- ①医師より罹患もしくは罹患疑いと診断された場合は、医師及び保健所の指示に従って対応する。
 - ②罹患もしくは罹患疑いと診断された選手、関係者は、県剣連へ至急連絡し、県剣連は感染症専門家に相談し、指示を仰ぐ。
 - ③罹患もしくは罹患疑いと診断された選手、関係者は、基本てきには来場禁止とするが、PCR検査あるいは抗原検査において2回続けて陰性の判定が出たことを核にした場合は来場を許可する。
- (3) 同居の家族等が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応
- ①保健所より、選手、関係者が同居家族や職場等の同僚、感染者の濃厚接触者と判断された場合は、当該保健所の指示に従う。
 - ②当該者が濃厚接触者でないと判断された場合は、対象となる同居風邪区等は入院あるいは宿泊療養施設へ移動し、当人とは居住を別にする。
 - ③当該者が濃厚接触者でないと判断された場合も、当人のPCR検査あるいは抗原検査を受け、陰性の場合には前述①の対応とする。

4. 大会直前の検査について

(1) 検査の実施

- ①感染拡大地域（長野県が指定する都道府県）居住者が大会に参加する場合は、事前に検査を受けることが望ましい。

5. 大会開催時の主催者による感染予防対策（大会前日を含む）

(1) 選手、関係者の入場・受付

- ①選手、関係者に、大会参加及び会場入場にあたって受付を行い、「参加者確認票兼健康チェックシート」を確認する。なお、受付は可能な限り広い場所で行う。
- ②入場者には必ずマスク着用を義務づける。
- ③会場入口にて検温を実施し、37.5度以上ある者は入場させない。また、咽頭通の有無も確認し、痛みを感じる場合も入場させない。これらのことは事前に参加者に周知する。
- ④会場入口に消毒液を設置し、参加者に入場時の手指消毒を徹底させる。
- ⑤入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、選手及び関係者や観戦者が施設に入場する際、混雑しないように十分配慮する。

(2) 大会会場の換気及び空調の対策

- ①扉や窓は可能な限り開放し、風通しを確保する。
- ②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化の他、換気扇や送風機等の積極的なしよにより、空気が十分に流れるような対策を講じる。

(3) 更衣室、待機場所や控室、トイレなどの環境整備

- ①更衣室、控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるように工夫する。
- ②更衣室、控室は、できる限り向かい合う2つの扉や窓を開け、風通しを確保する。
- ③トイレには手指消毒用の消毒液、ペーパータオルを設置する。
- ④待機場所では、選手がフィジカル・ディスタンスを保てるよう座席の間隔を取り、かつ選手の座席を指定する。
- ⑤選手、関係者は、会場内でも手洗い、うがい、手指消毒を励行する。また、トイレでは蓋を閉めてから水を流すようにする。
- ⑥手洗い、うがいの場所をできる限り多く確保する。また、できる限り多くの場所に手指消毒用消毒液を設置する。
- ⑦観覧席及び更衣室利用にあたっては、施設側の利用制限措置に従う。
- ⑧大会日程に応じて、選手の食事のために専用スペースを設ける。食事は同一方向を向いて行うようなレイアウトとする。大会役員、審判員、係員の食事も同様とする。
- ⑨選手が面を着脱する場所に畳を設置する場合は、当該選手が面をはずした後、毎回消毒する。
- ⑩マイクを使用する際は、その都度消毒する。

(4) 竹刀検査

- ①検査会場の通風、換気を十分に行う。
- ②検査にあたる係員は、マスクと使い捨て手袋を必ず着用する。
- ③検査→退場のルートを一夫通行にする等工夫する。
- ④待機時に選手等が密集しないように間隔をとる工夫をする。

(5) 打ち合わせ・会議

- ①審判員、選手（監督）打ち合わせ
打ち合わせの際は、参加者の席を指定する。
- ②その他の会議や打ち合わせ
(ア) 参加者全員のマスク着用を徹底する。
(イ) できる限り風通しのよい場所で、扉や窓の開放及び扇風機等の併用により換気を十分に行い、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮するとともに、終了後の清掃と消毒を徹底する。

6. そのほかの注意事項

- (1) 参加者には時間に余裕をもって行動するように求める。
- (2) 係員は選手と必要以上に接触しないように注意を促す。
- (3) 大会役員、審判員、係員はマスクを着用する。（フェイスシールドの着用義務はなし）
- (4) 備品の共有は行わない。やむを得ず備品を共有する場合は、必ず消毒して使用する。

7. 取材対応について

(1) 事前申請

大会当日、取材等を希望する報道機関関係者は、事前に県剣連に申請する。申請を受けた報道機関関係者には許可証を発行する。許可証がない場合は、原則入場は認めない。

(2) 体温記録

会場取材する記者等報道機関関係者に対し、開催1週間前から体温を記録するなど、選手、関係者と同様の対応を行うなど、大会の安全な運営に協力を求める。

(3) 記者の動線

選手と交わらないように設定する。

- (4) 取材時は記者の人数を制限し、選手、関係者とともにマスクを着用した上で取材を行うよう協力を求める。取材する側、される側両者の間の距離を2メートル以上空け、可能であれば透明シート等を設置する。

【選手への事前連絡事項】

1. 大会当日の注意事項

- (1) 起床時、検温と次の体調確認を行う。
咽頭痛、せき、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状（頭痛・腹痛・下痢・嘔吐など）
- (2) 「参加者確認票兼健康チェックシート」に必要事項を記入し、大会会場に持参する。
- (3) 会場に入場時に再度検温、咽頭痛の有無の確認、受付を行う。受付時に「参加者確認票兼健康チェックシート」を提出する。受付後は指定された場所に移動し、待機する。
- (4) 更衣は可能な限り事前に済ませておく。
- (5) 更衣室を利用する場合は、密を避けるため、更衣を済ませたら速やかに退室する。
- (6) 待機場所
 - ① 試合時以外は指定された場所で待機する。
 - ② 基本的には試合場との移動のみとし、必要以上に動かない。
- (7) 面マスク及び家庭用マスクを持参する。試合時には面マスク（シールドも）、それ以外には家庭用マスクの着用を前提としている。試合時以外でも面マスクを着用する予定の選手は、面マスクのみの持参でよい。
- (8) 会場内では決められた動線のみを通行する。
- (9) 必要以上に他人と接触しない。
- (10) 時間に余裕をもって行動する。

2. 試合中の注意事項

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆う物とし、持病等により鼻を出す必要がある場合は申請すること。シールドは口元を覆う物とし、形状の指定はしない）

【観戦者への事前連絡事項】

観戦者は事前に申請した者に限定する。また、観戦者には注意事項を事前に連絡する。

1. 観戦時の注意事項

- (1) 会場内では常時マスクを着用する。
- (2) 指定された座席で観戦する。
- (3) 会場内で飲食はしない。（簡単な水分補給は可）
- (4) 声援は一切禁止する。

【暫定的な試合・審判の方法】

1. 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、感染状況等を踏まえながら暫定的な試合・審判法を大会要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は時間を区切り休憩を入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 全剣連ガイドラインに従い、試合者は鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。選手が鏝競り合いを解消しない場合、審判員はただちに「分かれ」を宣告する。
4. 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行い、副審は試合開始線の外側を通過して定位置まで進む。（別添1参照）

5. 審判員の合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。(別添2参照)
6. 審判員が試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
7. 審判員は試合時にマスク(白色)を着用して審判を行う。また、各自の審判旗を持参して使用する。各試合会場の審判員控席にアルコール除菌液を設置し、手指消毒を行う。
8. 必要に応じて、各大会の試合前に参加者(選手、審判員等)を対象に試合・審判法に関する説明を行う。

【大会終了後の対応】

1. 参加した選手、関係者が大会終了後に罹患と診断された場合の報告と対応
 - (1) 大会終了後2週間以内に遺志により罹患と診断された場合は、医師、保健所の指示に従って対応し、県剣連に至急連絡する。
 - (2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)の陽性者登録を行う。
 - (3) 県剣連は感染症の専門家、当該保健所に相談し、指示を仰ぐ。

以上

令和2年10月23日 制定
令和3年 9月 2日 改定
令和4年 6月 3日 一部改定

《ガイドラインに関する連絡先》

一般財団法人長野県剣道連盟事務局 電話 026-237-8939 FAX026-235-8266